

令和 7 年和泉市教育委員会第 4 回定例会

日 時：令和 7 年 4 月 17 日(木) 午後 3 時 00 分から

場 所：和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者

教育委員会

教育長	大槻 亮志
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	西家 章弘
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹
委員	木村 規洋子

事 務 局

参与

並木 敏昭

教育次長兼生涯学習部長

辻 公伸

(教育・こども部)

教育・こども部長

東 直樹

教育指導監

上田 茂幸

教育・こども部次長兼学校園管理室長

鍛冶 公哉

学校教育室長

永井 敬

こども未来室長

西角 雅士

教育総務課長

奥 信介

学校園管理室保健給食担当課長

濱田 直美

教育総務課課長補佐兼総務係長

大西 薫

教育総務課総務係

西川 世理奈

(生涯学習部)

生涯学習推進室長

前田 志織

生涯学習推進室スポーツ振興担当課長

富岡 大作

久保惣記念美術館館長代理

横田 昌幸

久保惣記念美術館総括参事兼副館長

橋詰 文之

1. 開 会
2. 職員紹介
3. 会議録署名委員の指名について
4. 教育長の報告
5. 審議事項
議案第 24 号 和泉市スポーツ推進委員の解職について
6. 報告事項
(1)和泉市久保惣記念美術館美術品収集評価要綱の制定について
7. 情報提供
(1)令和 7 年和泉市議会第 1 回定例会における議決審議の結果等について
8. その他
9. 閉会

大槻教育長	定刻となりましたので、令和7年和泉市教育委員会第4回定例会を開会します。年度が変わり、教育委員会事務局も新たな体制となりましたが、今年度も引き続き、教育行政の推進に向けて取り組んでまいりますので、活発なご議論をよろしくお願いいたします。 また、この4月に、市内2番目の施設一体型義務教育学校となる「槇尾学園」が開校しました。 開校に向けた取組みにおいては、教育委員の皆様から多くのご意見・ご助言をいただきありがとうございました。 配付しております広報いずみ4月号の巻頭特集で槇尾学園を紹介していますので、ぜひご覧ください。 槇尾学園では、南横山小学校で行っていた特認校制度を後期課程まで広げて継承するほか、独自の少人数学級指導、豊かな自然環境を生かした学習活動など、特色ある取組みを行います。 開校後においても、取組状況を適宜報告させていただきます。 それでは、開会にあたり、4月1日付で異動のあった課長級以上の職員を紹介します。 事務局（辻教育次長）から報告願います。
辻教育次長	【事務局職員紹介】
大槻教育長	それでは、議事を進めます。 第3回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、第3回定例会の会議録について承認することとします。 今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と小谷委員を指名します。 次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。 令和7年3月27日から4月16日までの主な活動を掲載しています。 何かご質問等ございませんか。 ないようですので、議事を進めてまいります。 本日は、審議事項1件、報告事項1件、情報提供1件です。 議案第24号「和泉市スポーツ推進委員の解職について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
富岡課長	スポーツ振興担当の富岡です。 スポーツ推進委員は、スポーツ基本法における目的達成のため、和泉市スポ

	ーツ推進委員規則第1条の2に基づき委嘱していますが、坂口裕誠氏から辞職の申し出があったため、令和7年4月30日付けで委嘱を解くものです。 参考条文及び委員名簿を掲載していますので、ご参照ください。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	辞職理由について教えてください。
富岡課長	坂口氏は大学在学時に就任いただいたのですが、就職により活動時間を確保することが難しくなったとの申し出を受けています。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第24号は原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。 報告事項1「和泉市久保惣記念美術館美術品収集評価要綱の制定について」、事務局（久保惣記念美術館）から説明願います。
橋詰総括参事	久保惣記念美術館の橋詰です。 これまで、美術品の収集にあたっては、平成24年に定めた「和泉市久保惣記念美術館収蔵品価格評価要綱」に基づき、大学の研究者や美術館学芸員などの有識者による価格評価を行ってきましたが、専門業者のような市場動向を熟知した評価が難しいという課題がありました。また、昨今、国内の美術館で贋作問題等が発覚していることも踏まえ、評価内容の充実と強化を図り、より適正な美術品の収集に向け、国立博物館の例を参考に、研究者等による美術的価値の評価と、美術業者等による价格的価値の評価を2段階で行う要綱を制定するものです。 条文の概要ですが、第1条で趣旨を定め、第2条で収集協議員による学術的価値の評価と収集対象とすることについての手続き、第3条で価格評価員による価格評価、及び購入対象とするかについての手続き、第4条で収集協議員と価格評価員の兼務禁止などについて定めています。 施行期日は、令和7年4月1日です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
西家委員	要綱第3条に、「2名以上の価格評価員が評価額を算定し、評価額の平均額が

橋詰総括参事	見積額を上回った美術品を購入の対象とする」とありますが、もう少し詳しく教えてください。 見積額とは、販売価格いわゆる市場価格のことをさしており、専門の美術業者など価格評価員の評価額の平均が、販売価格よりも高い場合に、購入対象とするもので、逆にそれを下回った場合は、購入しないこととするものです。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。 情報提供 1 についてですが、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願いします。 以上をもちまして、本日の定例会は終了します。

令和 7 年和泉市教育委員会第 4 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。